神奈川県
KANAGAWA

令和7(2025)年度

神奈川県
中小企業制度融資のしおり

神奈川県中小企業制度融資とは

中小企業者の皆さまが、神奈川県信用保証協会の保証を付けた上で
金融機関から融資を受けることができる制度です。
目的等に応じて、長期・固定・低利の各種メニューをご利用いただけます。

令和7年度のポイント

原油・原材料高騰等対策特別融資	9月まで保証料補助を拡大
事業再生サポート融資 (経営改善・再生支援強化枠)	物価高や人手不足等の影響により事業再生に取り組む方向けの融資を新設
災害対応融資	様々な災害において即座に融資利用が可能

神奈川県中小企業制度融資の特長

３つの特長　**長期**　**固定**　**低利**

神奈川県中小企業制度融資とは、中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、神奈川県・神奈川県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援する制度です。
県が金融機関の貸付原資の一部を負担することで、長期・固定・低利な融資を実現しています。
また、中小企業者の皆さまが神奈川県信用保証協会に支払う**保証料の一部を県が補助**し、負担の軽減を図っています。

ご利用の流れ

①金融機関へ融資の相談をして、申し込みます。
②金融機関による審査の後、県信用保証協会に保証を依頼します。
③県信用保証協会が審査を行い、保証決定する場合は、「信用保証書」を発行します。
④金融機関が融資します。
※県の金融相談窓口、県信用保証協会にも金融相談等をすることができます。
※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

資金使途

原則として、**県内で行う事業活動に必要な資金**にご利用いただけます。
※設備資金は、県内に設置する設備が対象となります。
※県内で創業する方もご利用いただけます。

生産性向上支援融資で生産性向上への取組を支援します！

ポイント①　計画策定	ポイント②　保証料率	ポイント③　省エネ設備導入
経営力向上計画（要国認定） 先端設備等導入計画（要市町村認定） ↓ 経営力向上や生産性向上を図るため どちらかの計画を策定すると融資利用が可能！ 計画が認定された方は融資利用以外にも税制支援措置を受けられる場合があります ※計画の詳細は国や市町村のHP等をご確認ください	県が保証料率を **1/2補助** **保証料率が…** 補助前　0.68% ↓ 県補助後 **0.34%**	融資を利用し、省エネ効果が見込まれる設備を導入する場合… **融資利率を…** **0.2%引下げ** 通常2.0%→1.8% ＋ **据置期間を…** **1年延長** 通常1年以内→2年以内

取組例
・タブレット端末を導入し従業員の手書きの事務負担を軽減、業務効率化を図る
・POSシステムを導入し得られた情報から地域の特徴に応じた商品開発等を行う

お申込みいただける方

次の要件をすべて満たしている方が、制度融資をお申込みいただけます。

- ☑ 神奈川県内で、事業を営んでいる、又は、事業を開始する中小企業者（個人、会社、NPO法人）及び協同組合等。※1　※2
- ☑ 許認可等の必要な業種の場合は、当該許認可等を受けている。※3
- ☑ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる（農林漁業・一部金融業等は対象外）。
- ☑ 銀行取引停止処分を受けていない。
- ☑ 原則として、信用保証協会が行った代位弁済による債務を負っていない。
- ☑ 原則として、税務申告を怠っていない。

※1　「中小企業者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する方をいいます。

①会社の場合は資本金（資本の額又は出資の総額）又は常時使用する従業員数のいずれか、個人事業者の場合は常時使用する従業員数が、下表に該当する方になります。
なお、「会社」には、監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人も含まれます。公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等その他の法人は、医業の場合を除き含まれません。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運送業等 ＊	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	——	300人以下

＊ 製造業、建設業、運送業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業及び医業以外の業種を言います。
【業種例】不動産業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険媒介代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業

なお、政令で定められた次の業種については、下表に該当する方になります。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②特定非営利活動法人（NPO法人）は、下表に該当する方になります。

業種	従業員数
製造業、建設業、運送業、医業（主たる事業であること）等	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

※2　「協同組合等」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第3号及び第4号並びに第7号から第11号までに該当する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会等を指します。
（例）中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

※3 これから創業する方は、許認可等を取得済みであること又は確実に取得が見込まれることの確認が必要です。

神奈川県中小企業制度融資一覧 ①　★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです。

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 〔「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。〕	融資限度額	融資利率 （年利・固定金利）	融資期間 運転資金	融資期間 設備資金	保証料率 （県補助後の料率）	備　考
経営の安定に取り組む方	セーフティネット保証5号	国が指定する業況の悪化している業種に属する事業を行っており、事業所の住所地を管轄する市町村長からセーフティネット保証5号の認定を受けている中小企業者等	別枠 8,000万円	1年超5年以内　：1.8%以内 5年超10年以内　：2.1%以内	1年超10年以内 （据置1年以内を含む）		0.68% ※	※　従業員30人超の場合、保証料率は0.85%となります。 ○　指定業種の詳細については、中小企業庁のHP等でご確認ください。 ○　市町村の発行する認定書が必要です。
	売上・利益減少対策融資	最近3か月もしくは6か月の売上高又は売上総利益額（粗利益）の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者等	8,000万円	1年超5年以内　：1.8%以内 5年超10年以内　：2.1%以内	1年超10年以内 （据置1年以内を含む）		0.45～1.52%	
	原油・原材料高騰等対策特別融資 ★	原油・原材料高騰等の影響により、売上高又は売上総利益額（粗利益）が減少した中小企業者等	8,000万円	2年以内　：1.3%以内 2年超5年以内　：1.6%以内 5年超15年以内　：1.9%以内	10年以内 （据置1年以内を含む）	15年以内	0.225～0.95% ※	※　保証料率に対する県補助を拡充する4月～9月までの保証料率です。 10月以降の保証料率（県補助後の料率）は0.36～1.52%となります（予定）。
	借換支援融資	県信用保証協会の保証付の融資残高がある中小企業者等	8,000万円	2.3%以内	1年超10年以内 （据置1年以内を含む）	—	0.45～1.52%	
	経営力強化サポート融資	ア　取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び取扱金融機関へ進捗報告を行う中小企業者等	一部別枠 8,000万円	2.0%以内	5年以内 ※2 （据置1年以内を含む）	7年以内 ※2	0.45～1.75%	※1　市町村の発行する認定書が必要です。 ※2　借換として利用する場合、融資期間は10年以内となります。
		イ　アに加え、事業所の住所地を管轄する市町村長からセーフティネット保証5号の認定を受け国の定めた新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える中小企業者等　※1					0.85%	
	リターンアシスト長期保証融資	返済条件の緩和を行っている保証付の融資残高があり、その残高を経営改善計画の取組の一環として借り換えることにより借入債務の正常化を図る中小企業者等	一部別枠 1億6,000万円	10年以内　：2.0%以内 10年超15年以内　：2.5%以内	15年以内	—	0.45～1.52%	○　所定の事業計画書の作成が必要です。
	リターンアシスト長期保証融資(別枠保証)	「リターンアシスト長期保証融資」の融資対象に該当する方で、事業所の所在地を管轄する市町村長からセーフティネット保証1～8号のいずれかの認定を受けている中小企業者等					1～4,6号：1.00% 5号：0.68% ※ 7,8号：0.85%	※　従業員数30人超の場合、保証料率は0.85%となります。 ○　所定の事業計画書の作成が必要です。 ○　市町村の発行する認定書が必要です。
事業再生・再建に取り組む方	事業再生サポート融資	神奈川県中小企業活性化協議会等の指導もしくは助言又は経営サポート会議等の検討により作成された事業再生計画等に従って事業再生に取り組む中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 2億8,000万円	10年以内　：2.3%以内 10年超15年以内　：2.8%以内	15年以内 （据置1年以内を含む）		0.80又は1.00%	
	経営改善・再生支援強化枠 ★	「事業再生サポート融資」の融資対象に該当する方で、資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた中小企業者等			15年以内 （据置3年以内を含む）		0.30%	
	災害対応融資 ★	ア　自然災害等により設備や建物等が被害を受けた中小企業者等	2億8,000万円	2年以内　：1.3%以内 2年超5年以内　：1.6%以内 5年超15年以内　：1.9%以内	10年以内 （据置2年以内を含む）	15年以内	0.26～1.42%	○　市町村等の発行するり災届出証明書等が必要です。
		イ　自然災害等により市町村長からセーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業者等	別枠 2億8,000万円				1.00%	○　市町村の発行する認定書が必要です。
		ウ　激甚災害に指定された自然災害等により設備や建物等が被害を受けた中小企業者等	別枠 2億8,000万円				1.00%	○　市町村等の発行するり災証明書等が必要です。
中小企業者等の方全般	事業振興融資	中小企業者等	2億円	1年以内　：1.9%以内 1年超15年以内　：2.8%以内 （1年超は変動金利も可※）	10年以内 （据置1年以内を含む）	15年以内	0.45～1.90%	※　変動金利は取扱金融機関の短期プライムレート等に0.8%を加えた利率の範囲内となります。 ○　信用保証は金融機関の任意となります。信用保証なしの場合は、金融機関所定の固定金利となります。
新たな取組ををする方	新たな事業展開対策融資	新たな事業展開、新規販路の開拓や事業改善等を行う中小企業者等	8,000万円	2.3%以内	10年以内 （据置1年以内を含む）		0.45～1.52%	
	生産性向上支援融資 ★	ア　国の認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上を図る中小企業者等（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 8,000万円	2.0%以内	10年以内 （据置1年以内を含む）	15年以内	0.34%	○　主務大臣による経営力向上計画の認定が必要です。
		イ　市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、先端設備等を導入する中小企業者等（NPO法人、医療法人を除く）　※	別枠 8,000万円					※　経済産業大臣から同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村（特定市町村）に限ります。 ○　市町村長による先端設備等導入計画の認定が必要です。
		ウ　ア又はイに該当し、生産効率が向上する設備の導入により省エネ効果も見込まれる事業計画について、金融機関の確認を受けた中小企業者等（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 8,000万円 ※1	1.8%以内	10年以内 ※2 （据置2年以内を含む）	15年以内		※1　ア又はイと合算で8,000万円までとなります。 ※2　設備設置に係る費用に限ります。
小規模な事業をを営む方	企業経営の未病改善対象 小口零細企業保証資金	従業員数20人（卸売業・小売業・サービス業の場合は5人）以下の小規模企業者（NPO法人を除く ※1）	2,000万円 ※2	1年以内　：1.4%以内 1年超5年以内　：1.8%以内 5年超10年以内　：2.1%以内	10年以内 （据置6か月以内を含む）		0.50～1.76% ※4	※1　医業を主たる事業とする場合は、対象となります。 ※2　融資限度額は、保証協会（他の保証協会を含む）の既存保証の残高を含めて2,000万円です。 ※3　小口零細企業保証資金の融資限度額の範囲内で500万円までとなります。 ※4「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.40～1.32%となります。 ※5「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.30～0.88%となります。
	ミニ		500万円 ※3	2.0%以内 （金融機関所定の変動金利も可）	5年以内 （据置6か月以内を含む）		0.40～1.32% ※5	
	企業経営の未病改善対象 小規模クイック融資	従業員数30人（卸売業・小売業・サービス業の場合は10人）以下の中小企業者	4,000万円	1年以内　：金融機関所定金利 1年超5年以内　：2.0%以内 5年超7年以内　：2.2%以内 7年超10年以内　：2.5%以内 （全融資期間で変動金利も可※1）	10年以内 （据置6か月以内を含む）		0.45～1.52% ※2	※1　変動金利は金融機関所定の利率となります。 ※2「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.36～1.14%となります。 ○　通常の融資よりも、スピーディーな融資実行が可能です（県信用保証協会の保証付き融資を初めて利用する場合を除く）。
緊急事態に備えた取組をを行う方	企業経営の未病改善対象 BCP策定支援融資	ア　事業継続計画（BCP）の策定や事業継続計画（BCP）に基づく対策を行う中小企業者等	8,000万円	1.8%以内	1年超10年以内 （据置1年以内を含む）	1年超15年以内	0.45～1.52% ※	※「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.36～1.14%となります。
		イ　事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	別枠 8,000万円				0.68% ※	※「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.54%となります。 ○　イは、事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。
		ウ　連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等	別枠 8,000万円					○　ウは、連携事業継続力強化計画に係る認定申請書の写しが必要です。

神奈川県中小企業制度融資一覧 ②　★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです。

2025年４月１日現在

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象（「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。）	融資限度額	融資利率（年利・固定金利）	融資期間 運転資金	融資期間 設備資金	保証料率（県補助後の料率）	備　考
創業する方 又は 創業後５年未満の方	**創業支援融資**	創業前　ア　事業を行っていない個人で、1か月以内に個人事業を創業予定の方 創業前　イ　事業を行っていない個人で、2か月以内に法人を設立し創業予定の方 創業前　ウ　分社化により別法人を設立して法人事業を創業予定の中小企業者	3,500万円	2.0%以内	1年超10年以内（据置1年以内を含む）		0.40% ※1	※1　保証料率は県信用保証協会の0.2%割引後のものです。 ※2　保証料率は県信用保証協会の0.4%割引後のものです。 ○　創業前及び創業後1年未満の場合は、所定の事業計画書の作成が必要です。 ○　許認可等の必要な事業にあっては、原則として当該許認可等を取得していることが必要です。 ○　創業の起点は、法人は登記簿上の設立年月日、個人は客観的事業着手日（税務署に提出した個人事業開業届出書の開業日等）で確認します。 ○　担保は不要です。 ○　スタートアップ創出促進保証を利用する場合、次の要件を満たした法人は、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証が不要となります。 ①　融資申込受付時点において税務申告1期未満の場合、創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有している ②　所定の創業計画書を作成している ③　創業3年目と5年目に専門家による経営者保証ガイドラインの充足状況の確認と助言を受け、チェックシートを金融機関に提出する
		創業後　エ　事業を行っていない個人が個人事業を創業してから5年未満の方 創業後　オ　事業を行っていない個人が法人を設立してから5年未満の中小企業者 創業後　カ　分社化により別法人として設立された法人で、設立してから5年未満の中小企業者 創業後　キ　事業を行っていない個人が開始した事業を法人化し、個人事業創業時から5年未満の中小企業者						
		再挑戦　ク　経営状況の悪化により事業を廃止又は法人を解散してから5年未満でア・イ・エ・オ・キに該当する方						
	創業特例	上記アからクに該当する方のうち、 ①　融資申込み前に創業支援機関（公益財団法人神奈川産業振興センター、商工会、商工会議所等）の経営指導を受け、かつ、融資実行後も概ね2回以上の経営指導を受ける方 ②　国が認定した市町村の特定創業支援等事業を利用した方（創業前の場合は創業の6か月前から利用可）		1.8%以内			0.00% ※2 保証料負担なし	
事業承継に 取り組む方	企業経営の未病改善対象 **事業承継関連融資** 経営者保証不要	承継前　県の認定を受けた方 ※2　ア　事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し実行に取り組む中小企業者等 ※1	8,000万円	1.8%以内	1年超10年以内（据置1年以内を含む）		0.45～1.52% ※6 ※7	※1　神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関、認定経営革新等支援機関又は県信用保証協会の支援を受ける必要があります。 ※2　事前に中小企業経営承継円滑化法に基づく県（中小企業支援課）の認定が必要です。 ※3　事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は対象外となります。 ※4　一定の要件とは、以下のすべての項目です。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※5　一定期間内とは、令和2年1月1日から令和7年3月31日までです。 ※6　「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.36～1.14%となります。 ※7　ク①②、ケは中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、保証料率は0.20～0.92%となります。加えて、「企業経営の未病改善」に取り組む場合、保証料率は0.16～0.69%となります。 ○　ア、カ～クは所定の事業計画書の作成が必要です。
		承継前　県の認定を受けた方 ※2　イ　他の中小企業者の事業を承継する中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 8,000万円					
		承継前　県の認定を受けた方 ※2　ウ　他の中小企業者の事業を承継する個人（事業を営んでいない個人に限る）	8,000万円		1年超10年以内（据置1年以内を含む）	1年超15年以内（据置1年以内を含む）		
		承継後　県の認定を受けた方 ※2　エ　事業承継をした中小企業者（NPO法人、医療法人を除く）	別枠 8,000万円					
		承継後　県の認定を受けた方 ※2　オ　事業承継をした中小企業者の代表者個人	8,000万円					
		承継後　カ　事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等	8,000万円		1年超10年以内（据置1年以内を含む）			
		承継前　キ　事業承継計画に基づき、保証対象事業を行う事業会社の株式取得のため設立され、持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上の株式を後継者が保有している持株会社 ※3	2億8,000万円		—	1年超15年以内（据置1年6か月以内を含む）		
		承継前　ク①　保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の要件を満たす中小企業者等（個人事業者を除く） ※4	8,000万円		10年以内（据置1年以内を含む）			
		継承後　ク②　一定期間内に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人で、一定の要件を満たす中小企業者等（個人事業者を除く） ※4　※5			借換のみ 10年以内（据置1年以内を含む）	—		
		継承前　ケ　認定申請日から3年以内に事業承継を予定し、経済産業大臣の認定を受け、一定の要件を満たす中小企業者（個人事業者を除く） ※4	別枠 8,000万円					
脱炭素・カーボンニュートラルに 取り組む方	**脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資**	ア　県の認定を受けて、低公害車の購入、公害防除施設等もしくは環境負荷低減のための施設等の設置、改善等又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等	8,000万円 ※1 イは2億円 ウは3,000万円 ※2 ※3	1.8%以内	1年超7年以内（据置1年以内を含む）	1年超10年以内（据置1年以内を含む）	0.125～0.85% ※4 ※5 ※6	※1　ア、イ、エの運転資金は設備資金の1／2が限度額となります。 ※2　ウの省エネ設備等の設置費用は、再生可能エネルギー発電設備の設置費用と同額までが限度となります。 ※3　イは8,000万円とは別に2億円、ウは8,000万円に含めて3,000万円が限度額となります。 ※4　次の場合には、信用保証は金融機関の任意となります。 エ（設備のみの場合）、オ ※5　保証料率は県信用保証協会の0.1%割引後のものです。 ※6　公害防止保証を適用する場合、保証料率は1.15%となります。 ○　ウ、オは所定の事業計画書の作成が必要です。 ○　県の認定に関するお問合せ先 ア・・・県環境課、イ・・・県資源循環推進課、エ・・・県脱炭素戦略本部室
	ソーラー発電等促進融資	ウ　再生可能エネルギー発電設備もしくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等			1年超7年以内（据置1年以内を含む）	1年超20年以内（据置1年以内を含む）		
	地球温暖化対策省エネ設備等導入融資	エ　県の認定を受けて、CO_2削減のために設備導入等を行う中小企業者等			1年超7年以内（据置1年以内を含む）	1年超10年以内（据置1年以内を含む）		
	電気自動車等・充電設備導入融資	オ　電気自動車、燃料電池自動車及び電気自動車の充電設備を導入する中小企業者等			—	1年超10年以内（据置1年以内を含む）		
ＳＤＧｓに 取り組む方	**SDGsパートナー支援融資**	ア　「かながわSDGsパートナー」として県に登録されている中小企業者等 ※1	4,000万円 アは2,000万円	2.0%以内	1年超10年以内（据置1年以内を含む）	1年超15年以内（据置1年以内を含む）	0.35～1.42% ※3	※1　事前に県（いのち・未来戦略本部室SDGs推進グループ）への登録が必要です。 ※2　アと合わせて4,000万円、イと合わせて6,000万円まで利用可能です。 ※3　保証料率は県信用保証協会の0.1%割引後のものです。 ○　イは所定の事業計画書が必要となります。
		イ　アに該当し、SDGsの取組に関する事業計画書を策定して計画を実行する中小企業者等		1.8%以内				
	パートナーシップ構築宣言支援融資	ウ　「パートナーシップ構築宣言」に登録している中小企業者等	2,000万円 ※2	2.0%以内				

◇一覧については、内容を要約している場合や記載していない融資メニューがあります。
◇融資利率は、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。
◇返済方法は割賦返済です（融資期間1年以内の場合は一括返済も可）。
◇企業経営の未病改善対象：「企業経営の未病CHECKシート」によるチェック結果をもとに、商工会、商工会議所又は神奈川産業振興センター等の支援を受けながら経営課題の改善に取り組むと、信用保証料が割り引かれます。保証料率については、備考欄をご覧ください。

◇別枠とは、一般枠（2億8,000万円）の融資限度額とは別の枠で融資利用可能な限度額枠のことです。
◇据置期間とは、融資実行当初に元金の返済が猶予される期間のことです。この間も利子の支払いは必要です。
◇各融資において、担保、保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。
◇事業者選択型経営者保証非提供制度により、保証料率に0.25%又は0.45%上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる場合があります。
◇保証料率は県補助の拡充等により変更する場合があります。

お申込み

取扱金融機関（2025年４月１日現在）次の取扱金融機関の県内本支店でお申込みいただけます。

銀　　行	みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫	横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷/多摩/山梨
信用組合	ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛
政府系金融機関	商工組合中央金庫

※一部の融資メニューを取り扱っていない場合がありますので、事前に金融機関へご確認ください。
※東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、山梨県にある営業店でもお申込みいただける場合があります。

主な必要書類　納税証明書は原則不要です。

必要書類	備考
神奈川県中小企業制度融資申込書	取扱金融機関、又は県金融課ホームページにご用意しています。
融資メニューごとの規定書類	詳しくは県金融課ホームページをご覧になるか、お申込み先の取扱金融機関にご確認ください。
金融機関、神奈川県信用保証協会に提出する書類	お申込み先の取扱金融機関にご確認ください。

ご相談・お問合せの窓口

制度についてのお問合せ、融資全般のご相談は…

金融相談窓口（県金融課内）へ　045-210-5695（平日9時00分～ 17時00分）

県のホームページもご覧ください ▶▶▶▶▶▶▶▶▶　神奈川県　制度融資　検索

・制度内容のご案内　・各種書式のダウンロード
融資の具体的なご相談は、取扱金融機関にご相談ください。

信用保証のご利用をはじめとした金融相談等は…

神奈川県信用保証協会の下表の窓口へ（平日9時00分～17時15分）

窓口	電話番号	担当地域
企業支援部	045(681)7178	横浜市（鶴見区を除く）
川崎支店	044(222)7811	川崎市、横浜市鶴見区
小田原支店	0465(23)0138	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横須賀支店	046(822)3821	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
藤沢支店	0466(23)0792	藤沢市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町
厚木支店	046(221)0633	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
相模原支店	042(752)0575	相模原市

神奈川県信用保証協会のホームページもご覧ください。
https://www.cgc-kanagawa.or.jp/

神奈川県信用保証協会
キャラクター「カナモ」

経営のご相談、事業計画書の作成についての助言は…

神奈川産業振興センター（KIP）（総合相談窓口）へ 045-633-5200（平日8時30分～17時15分）

この他、地域の商工会・商工会議所・産業振興財団等では、創業される方を「創業支援機関」として支援しているほか、経営に関する相談等に無料で応じています。

神奈川県金融課融資グループ（2025年４月発行）